

自閉症・情緒障害特別支援学級入級基準

- 知的障害がなく、自閉症・情緒障害等の診断がある児童・生徒
 - 特性に応じた支援により、通常の教育課程の教科等学習が可能な児童・生徒
 - 合理的配慮などの支援があっても、障害等の理由により、通常の学級（集団）等への適応が困難な児童・生徒
 - 児童・生徒本人が自閉症・情緒障害特別支援学級について理解し、登校する意欲がある
 - 特別支援教室において一定期間指導を受けても困難の改善・克服が難しい児童・生徒※1, 2
- ※1 就学児は入級対象外
- ※2 知的障害特別支援学級の進学児は別途相談